

学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。

義務教育は、これを無償とすると定めた憲法第26条第2項や教育基本法第4条第2項により義務教育については授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化されました。

食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望まれます。

新型コロナウイルス感染症の経済的影響は長期にわたっており、変異株の発生等により収束の見通しも不透明な中、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ学校給食費の無償化が切に求められる状況です。

また、全面無償化は、就学援助制度による対応とは異なり、学校給食費の徴収・管理業務自体が不要となるため、現金管理を学校で行わなくてもよいという効果もあります。

よって本市議会は、国の負担による学校給食費無償化の迅速な実施を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年12月20日

撰 津 市 議 会